

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第12回） 議事要旨

1. 日時

令和4年6月24日（金）15時59分～16時54分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、鈴木総括審議官、藤野大臣官房審議官、三田同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、鎌田同局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、中村同局放送政策課企画官、岸同局放送政策課外資規制審査官、武馬同局放送技術課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送推進室企画官

4. 議事要旨

（1）検討会取りまとめ案について

事務局より、資料12-1に基づき、説明が行われた。

（2）意見交換

各構成員から以下の通り発言があった。

【長田構成員】

長田です。ありがとうございます。どこをどういうふうなという具体的な提案があるわけではなくて、全体、これは16ページからデジタル時代における放送の意義・役割ということで、いろいろときちんと書いていただいていると思います。

その中で、私自身がもう一つ期待していることが、インターネットの世界に出ていったときにも、今現在、民放連さんを中心につくってきた広告の自主的な基準をきちんと、またインターネットの

世界にもそれを持ち込んでいただきたいなというふうに強く期待をしているところです。

いろんな表現の中にそれを読み込めるといえば読み込めるのかもしれないんですけども、でも、せっかく長い間積み上げてきた広告基準についても、きちんと書いておいていただけるのがいいんじゃないかなと思ひまして、お願いしたいと思ひています。

【飯倉放送政策課長】

広告基準についての御意見、コメントだと思います。

義務的になかなか書けないと思ひんですけども、今回やっぱりネットに対して放送の影響力をしっかり、ちゃんと入れるようにしていきましょうという話の流れの中ですので、例示的にといひますか、広告について、何かちょっと記載できる感じで考えたいと思ひます。

【長田構成員】

ありがとうございます。消費者団体としても、長い間、民放連さんと、また各局と、またスポンサーの皆さんと様々な語り合いをしながら広告の基準見直しにも参加させていただいてきましたので、そういう体制をネットの世界にも持ち込めるといいなとも期待しています。

【伊東座長代理】

伊東でございます。取りまとめ案の第4章に関する具体的な議論につきましては継続検討することとさせていただきますが、これから益々広がりを見せていくインターネット空間の中にも、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報である放送番組等を構成要素とした部分空間を構築し、多くの人々が簡便に、また安心して、その放送部分空間と言えるところにアクセスできるよう後押ししていこうという趣旨でございますので、大いに賛同したいと存じます。

この場合、多くの人々は放送ネットワークを介して放送にアクセスできることを前提にしていますので、インターネット空間内の放送部分空間へのアクセスに際して、IPユニキャスト方式によるストリーミング配信に起因した、輻輳や遅延等による品質低下がある程度発生することは織り込み済みだと思います。

それに対しまして、第3章の「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」、これにつきましては作業チームで精力的に検討していただきましたが、IPユニキャスト方式によるストリーミング配信という技術的な観点からは、第4章の話と変わらないものの、ブロードバンド代替が適用された地域においては、もはや放送ネットワークにはアクセスできないという点で、第4章の放送部分空間へのアクセスとは前提条件が異なっておりますので、別物と捉える必要があろうかと存じ

ます。

第4章の放送部分空間へのアクセスにつきましては、積極的に後押ししていただきたいと私も思いますが、ブロードバンド代替については、これが通信による放送の代替である以上、その適用範囲はおのずと限定的にならざるを得ないと考えられます。

この点につきましては、第5章の「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に伴う制度的手当」の箇所で、先ほど飯倉課長からも御説明がございました部分ですけれども、NHKの受信契約に関する課題と併せて既に記述していただいていると考えております。

ブロードバンド代替はどんどん積極的に活用すべきだという御意見もあるかもしれませんが、それを実現するには、放送番組のIPユニキャスト方式によるストリーミング配信を、現行の通信ではなく、同時再放送であると定義直す必要があって、そのためには多くの課題が待ち受けているのではないかと想像するわけでございます。

我が国のインターネット環境が格段に向上し、インターネット空間内の放送部分空間に誰もがストレスなくアクセスできる日が来ることを期待しておりますが、それは将来の楽しみに残しておきたいと存じます。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。伊東先生のおっしゃるとおりかなと思っております。

第4章で述べた世界感とBB代替でやるところの世界観は別物だと認識をしております。やはりBB代替につきましては、初めから代替の対象となる施設についても、ミニサテ中心として、小規模中継局の一部もしくは共聴施設というふうに限定的に解釈をしております。ですので、それをどんどん広げていくものではないということは、この検討会の報告でまとめる中でも、はっきり明示をされているかなと思います。

そして受信料の扱いにつきましても、50ページ、51ページのところで記載をしておりますけれども、今回、制度的手当ても、BB代替に伴って必要になってくると、受信料も手当てが必要になってくるという記載はありますけれども、こちらについても適用範囲は、あくまで限定的なものなんだという記載をしっかりと入れさせていただいております。そこを履き違えずに検討を進めていきたいと思っております。

【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。これまでの議論を踏まえた丁寧な取りまとめをしていただきまして、ありがとうございました。

特に論点の骨子を整理されて以降ですけれども、様々な皆様からの意見を取り入れていただいて、非常に完成度の高いというか、課題を様々な面から捉えていただいたのは大変よい報告書の原稿になっているのではないかなと思っております。

特に山本構成員からの御意見を踏まえて放送の役割について、民主主義との関係を具体的に明らかにキーワードをちりばめていただいた結果として、格調高いものになったというふう実感しております。

ちょっと感想めいたことで恐縮なんですけど、最初の会議で、座長からは、この会議の着地点というのがソフトランディングになるのかハードランディングになるのかといった、かなり大胆なコメントをいただいて、かなりそのハードランディングを恐れていたんですけども、最終的に皆様のお知恵が集まって、未来志向型の協力関係を前提とする報告に仕上がったというのは、消極的な意味のソフトランディングをちょっと乗り越えた形になって、非常に好ましいものだと考えております。

細かいところについては特にあまりないんですけども、今後、やはり制度の骨格というのも次の段階として検討していかなければいけないと思うんですけども、共同利用型モデルに対応した参入制度ということで、そこに柔軟なという言葉も入れていただいているんですけども、資料でいいますと50ページの辺りだったと思いますけれども、ハード・ソフト分離の制度の見直しに当たりまして、やはり関係する事業者が多数にわたっていることもありますし、利害関係も必ずしも一律ではないところでございますので、その関係する事業者にとって、予測可能性の高いプロセスを経て、新たな制度の枠組みをつくっていくことが望まれるのではないかと思います。

【落合構成員】

本日も取りまとめを丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

今回の検討会につきましては、とても前向きな議論でまとめることができました。先ほど大谷先生もおっしゃられていましたけれど、最初、始まる段階では、どういう形になるのかが分からないところから始まってきましたが、そのときに考えていた以上により取りまとめができたと感じております。

その中で、個別の項目よりかは、全体的な感想で申し上げますと、基本的にこれまで放送が民主主義の維持であったりですとか、社会生活の維持において果たしてきた価値は非常に重要なものがあって、今後も通信の世界に移行していく部分が大きくなる中でも、放送事業者による質の高い情報の発信であったりですとか、情報の信頼性担保のための取組の役割はしっかり果たされることが極めて重要であるということ、今回の検討会に参加させていただいて改めて感じたところでござ

います。

そういった中で、NHKさんなどの先行的に行われた実証実験も非常によかったように思います。一方で、プラットフォームなどから情報が発信されている部分もありますので、そういった部分にもうまく影響を与えていけるように、通信の世界における放送の積極的な意味での役割を形づくっていくことで、円滑に通信の時代における放送の在り方が形成されていって、仕組み化されていくことが、今後、改めて期待されるのではないかと考えております。

また、インフラですとか規制の見直しに関する部分については、一貫して規制改革会議のほうでも述べていたところですが、やはり放送事業者の経営の手段確保のためということが非常に重要であると思いますし、その中で放送の価値を認め、さらに、その情報の多様性、多元性、こういったものが重要だということがあるというのを前提にしての議論だと思えます。そういった中で、やはり今の二元体制をしっかりと保って、お互いに切磋琢磨していただきながら、民放とNHKの双方が、よい形で負担をうまく分かち合いながらネットに円滑に移行していくということで、国内のコンテンツの発信をしっかりと確保していくことが、やはり大事だろうと考えております。

そういった意味では、もし改めて、報告書の中でも、ローカルコンテンツの発信の重要性は、強調していただいているところだと思いますけど、そこは改めて触れていただけるといいのかなと考えております。

最後に、設備の面につきまして、小規模中継局やミニサテにおけるブロードバンド代替等について検討してきたことがございまして、またマスター設備についても、議論をしていく中で、通信での代替というところの現実感が見えてきたところがある一方で、議論を行っていく中で、やはり通信にしていくのは難しいのではないかという見方になってくると、せっかく選択肢を準備しても使ってもらえない可能性が出てくることも、心配しながら議論はしていくべきと思います。伊東先生も先ほどおっしゃられていましたが、通信はあくまでベストエフォートということでやっていく部分がございますので、そういった中で、通信に代替する際に過剰な要求になり過ぎないようにすることは大事であると考えます。もともと検討会の中でも、放送事故になるのは15分ぐらいの遅延というお話あったように思っていますので、そういった点も配慮しつつ進めて頂きたいと存じます。また共同利用型の整備を行っていくときに、うまくそういった組織の構築とサービスの提供を費用を抑えながらでき、かつ民放の方々が安心して使っていただけるような、そういうガバナンスを整えたような仕組みが、次期以降も、しっかりと検討されていくと良いように思いました。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。大谷先生、落合先生、温かいお言葉ありがとうございます。

具体的なところで言いますと、特に落合先生がおっしゃったローカルコンテンツのところですかね。もう少し何か書けるかどうか、個別に落合先生と御相談させていただければと思います。

【飯塚構成員】

取りまとめありがとうございました。

細かい点で恐縮なんですけれども、2つコメントをさせていただきます。

1点目は、28ページの下の方の параグラフにあります、ブロードバンド等の後に括弧書きがありまして、ケーブルテレビ、光ファイバ等と記載がございますけれども、ブロードバンドの選択肢には5Gなどの無線手段も含まれると思いますので、5Gも含めていただくのが適切ではないかなというふうに思っております。

2点目ですけれども、29ページと、それから51ページに記載がございます、ブロードバンド代替の検討に関してなんですけれども、文章に「特定の地域を対象に住民の方々の協力を得ながら配信を実験的に行う」という記載がございますけれども、放送が災害情報の重要な伝達手段であり、また災害時においては地方自治体が果たす役割が大きいということから、ブロードバンド代替の検討におきましても、地方自治体の協力を得ながら進めていくということが、地域住民の安全・安心の担保の観点からも重要になってくると思われますので、地方公共団体というような文言を含めていただくのが適切かなというふうに思っております。

【飯倉放送政策課長】

飯塚先生、どうもありがとうございます。

1点目の5Gもという点につきまして、28ページのこの記載です。「等」の中に当然含まれるかなと思っておったんですが、5G、すぐになかなか代替できるかなというのは若干どうかと思ったので、あえて明示をしていなかったのですが、実現時期についての認識は大体皆様共有いただいているかなと思いますので、ここに「等」というのを「5G等」というふうに変えたいと思います。

もう一点目の自治体の関与ですが、これ我々、やはり地デジのときの経験からも、何か地域に入っていくときには事前に自治体への御説明を経ないとできないことは我々も経験済みでして、おっしゃるとおり自治体の協力は絶対に不可欠だと思っております。ですので、この点、自治体の協力を得ながらというふうな趣旨は追加で書き込みたいと思います。

【林構成員】

林でございます。報告書につきまして、丁寧におまとめいただきましてありがとうございます。

先生方から既に総括的なコメントをいただいておりますので、私から屋上屋を架すことはいたしません。いずれにしても、非常に未来志向の報告書になって、すばらしいものだというふうに私も感銘を受けております。

1点細かいところですが、39ページの『特に、「誰もが目を通すメディア」(プラットフォーム)に放送コンテンツが提供されることが重要である』とございますが、今後、良質な放送コンテンツの大手プラットフォーム経由での配信について、積極的に取り組んでいくことが議論されており、私もそのこと自体には全く異論がありません。むしろぜひそのように進めていっていただきたいと思っています。

ただそのことに懸念も持っています。と申しますのも、どうしても、大手プラットフォーム事業者と放送事業者、特にローカル局との間には取引上の地位の格差があり、配信の取引の条件において、日本のコンテンツ事業者が優越的地位の濫用を受けうるおそれがあるかもしれないと考えています。まだ日本ではそこまで問題になっていませんが、海外では大きな問題になっているところがございます。あるいはプラットフォームに放送コンテンツを流すにしても、放送事業者のマネタイズの点で課題があるとも聞いています。そのあたり、総合的に議論できるのは、経産省でも公取委でもなく総務省かと存じますので、いろいろ今後課題が出てくる点につきましては、今後継続的に議論することが重要ではないかと存じます。以上です。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。いただいた点は非常に重要な視点だと思います。

ただ、なかなか重要な視点であるために、今回の報告書は、林先生もおっしゃっていただいたとおり、できればちょっとここの記載、そんなに踏み込んで書きにくいなどは思っておりまして、これから、先ほど申し上げた残課題の検討を進めていく中で、継続的に検討することができればなというふうに思っております。

【三友座長】

本日の議論を踏まえまして必要な修正を行いました上で、取りまとめ案につきましてはパブリックコメントを実施し、次回の第13回の会合にて、そのパブリックコメントの結果も踏まえて取りまとめを行いたいと考えております。

(3) 閉会

事務局より、第13回会合については令和4年7月29日（金）16～18時に、WEB開催で予定している旨連絡があった。

（以上）